

事務連絡
令和4年5月24日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更、
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年5月23日の第92回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～3について周知の依頼がありました。

また、今回の基本的対処方針の変更を受け、現在鉄道駅・空港ターミナル等において行っている感染拡大防止に係る呼びかけの内容を変更する必要が生じました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日変更）

（別添1別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年5月23日）（新旧対照表）

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添3）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）」

（別添4） 感染拡大防止に係る呼びかけについて